

令和2年度
事業計画

2020

滋賀県老人福祉施設協議会

Shiroukyo

基本方針

我が国においては、団塊の世代全員が75歳以上となる2025年以降、急激な人口減少の局面に入ります。高齢者人口の増加は緩やかになる一方、生産年齢人口は毎年平均約80万人ずつ減少し、7,000万人超から6,000万人を切る人口構成となります。

滋賀県においても2060年まで高齢者人口は増加する半面、生産年齢人口は減少し、少子高齢化の流れが一気に加速します。このような環境下、認知症と医療ニーズを併せ持つ重度要介護高齢者の急激な増加も見込まれ、それに対応した住み慣れた地域でできる限り自分らしく暮し続けられる仕組みや制度が求められています。

しかしながら、生産年齢人口の減少は、介護サービスの提供基盤、つまり介護サービス提供を担う人材の確保に大きな影響を及ぼし、現時点に於いても私たちの最も大きな経営課題となっています。

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」が3月6日に閣議決定され、同日、国会に提出されました。この法案は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、関係者の包括的支援体制構築、認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等、前回平成28年制度改正以降議論されてきた内容が法案化されたもので、社会福祉法、老人福祉法、介護保険法各法での改正となり、地域住民の抱える課題の解決のため、総合的な支援体制の充実を図ることを目的としています。

全般にわたり私たち社会福祉法人や施設の経営や活動にも大きな影響を及ぼすと共に、地域における私たちの専門性発揮が益々期待される内容とも言えます。

これら政策動向等を見据えながら、協議会としても、足元の人材確保・育成・定着に関して重点的に取り組むとともに、地域医療介護総合確保基金が私たち現場にとって効果的に活用され、人材確保の実が上がるよう、所轄庁、各基礎自治体及び滋賀県介護・福祉人材センター等関係機関との連携をより一層強化していきます。

当協議会では、これらの状況を見据えながら、会員相互に連携し、地域とともにある社会福祉法人として地域課題の解決、地域公益的取組の推進、県民の福祉増進に寄与できるよう以下の重点目標のもと、委員会を主体として諸事業に取り組みます。

重点目標

- 1 協議会として各施設の人材確保が促進される仕組みづくりに取り組みます。
- 2 関係諸機関と連携し、人材確保に資する取組を強化します。
- 3 協議会として次世代の福祉・介護経営を担う人材を育成します。
- 4 災害派遣福祉チーム（しが DWAT）の活動充実に参画します。
- 5 県民への幅広い啓発と介護サービス及び施設運営の理解促進に努めます。

1. 委員会活動

○ 総務委員会

事務局と共に会議等の全体調整（正副会長会、理事会、総会等）及び規約管理、予算管理、決算などを行います。また、施設長同士の意見交換や交流の場を持つような会を企画検討します。

○ 人材委員会

テーマ毎に会員施設の参考となる仕組みを検討し、協議会で共有します。場合により研修会の企画開催も行います。

- 人材確保
- 人材育成・定着
- テクノロジー
- 外国人介護人材

○ 養護老人ホーム委員会

養護老人ホームの経営政策動向・課題整理等を行います。

○ ケアハウス委員会

ケアハウスの経営政策動向・課題整理等を行います。

○ 施設ケア委員会

サービス質の維持向上、各職種職員の専門性向上及び相互交流を図ります。

○ 研究協議大会実行委員会

第 11 回目を迎える研究協議大会の企画検討、開催をします。

2. 各ブロック（大津、南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島）にて、各施設長等と役員の見解交換や交流の場として、ブロックミーティングの開催を検討する。

3. 社会福祉法人制度改正対応、滋賀県社会福祉関係団体予算対策協議会への参画、災害対策等については、正副会長、若しくは理事会にて担当等をその都度協議し進めるものとする。

4. 研修事業
各委員会において、必要に応じ、各種研修会を企画検討し、開催する。

5. 機関・団体等活動
県・各種職能団体が主宰する委員会・部会等へ委員として参画し、活動する。